



(仮称) 山口市協働のまちづくり~~基本~~条例素案
(最終案)

～ 自立と共生の地域社会を目指して ～

平成20年7月25日

山口市協働のまちづくり市民会議

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 市民の権利~~と~~及び役割（第4条―第5条）

第3章 協働

第1節 協働によるまちづくり（第6条―第10条）

第2節 地域コミュニティ（第11条―第13条）

第3節 市民活動団体（第14条―第16条）

第4章 ~~市民参画~~市政への参画（第17条―第19条）

第5章 市の責務（第20条―第23条）

第6章 山口市協働のまちづくり推進委員会（第24条―第26条）

第7章 条例の~~位置づけ~~尊重及び見直し（第27条・第28条）

第8章 雑則（第29条）

附則

（前文）

山口市は、波穏やかな瀬戸内海と中国山地の古層の山々を共に擁し、豊かな森、川、海~~に~~に囲まれ、田園の豊潤さが育んだ堅実な精神性をよりどころとする風土を築いてきました。また、先人たちの築いた大いなる歴史・文化の伝統にも恵まれ、これまで山口県における政治~~と~~、文化~~と~~、教育の中心的役割を担い、多くの優れた人材を輩出してきました。今後、県央部にあって農林~~水産~~水産業、商工業、観光業を振興し、学術文化と交流の拠点としてますますの発展が期待されています。

このように、将来性豊かな私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって培われたものであり、これをさらに発展させて次~~世~~代に伝えていくことが、私たちの重要な使命です。住んで良かったと思えるまち、訪れてみたいと思えるまち、人との絆を大切に共生の心を育むまち、生涯にわたって平等に学びあえるまち、子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるまちをつくっていくには、生活者としての市民が持つ、豊かな創造性と社会経験が十分に生かされることが必要です。私たちは、市民としての役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加~~参画~~していかなければなりません。

そのためには、市民と市、また市民同士~~と~~が、相互にその特長を認め合いながら、協働してまちづくりを進めていく必要があります。地域社会を構成する多様な主体が、共に地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、市との適切な役割分担のもと、連携してまちづくりに取り組む必要があります。

このような認識の下に、100年先、200年先へとつながるまちづくりの礎となるよう、市民と市、また市民同士~~と~~が、協働してまちづくりを進めるために必要なルールを示すものとして、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の参加~~と~~及び協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民~~と~~及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、協力し、及び行動することによりし、もって個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

【条文の趣旨】

第1条は、この条例の目的を定めたものです。目的規定は、条例を構成する条文のはじめに、条例の目的を示し、各条文の解釈となるものです。

【条文の説明】

この条例は、『まちづくりの主役は市民である』という考え方のもと、市民~~参画~~の参加と協働によるまちづくりを市民のみなさんに身近なものとするため、わかりやすいルール（社会を円滑に運営するための決まり）や仕組みを規定しています。

『参加』とは、地域活動や市民活動などのまちづくりへの参加や、市政への参画（市の基本的な計画の立案から実施、評価の過程に主体的に加わり、意見や提案などを行うこと、第4章関係）のことです。

条例を制定することによって、より多くの市民が~~参~~行政と一緒に、『個性豊かで活力ある自立した地域社会』の実現を目指し、誰もが住みたい、住み続けたい、暮らしやすいと思う山口市を次~~世~~代（次の時代、次の世代）に引き継ぎたいと考えています。

『個性豊か』とは、それぞれの地域の特徴を~~活~~生かし、大切にし、自主性や独自性があることです。

『活力がある』とは、これからも永く暮らせる、もっと心豊かで、住み良く、元気で持続可能なことです。

『自立した』とは、地域のことを一番わかっている市民が、自らが気づき、考え、実践していく、創意工夫のプロセス（過程）が地域住民の生きがいや満足感となり、地域のニーズ（需要・期待・要望）や特性に合わせたきめ細やかな公共サービスも提供できることです。

『地域』は、特定の区域を限定した区域ではなく、自治会などの班単位から、学校区や地区、山口市全体という広域での地域の概念も含んでいます。

なお、山口市総合計画（2008-2017）において、10年後のまちの目標を示していますが、この基本条例はそのまちづくりの進め方を示しています。旅行に例えれば、総合計画は目的地で、この条例はその行程や手段を示すものであると考えています。

こうしたことから、総合計画も踏まえた前文や目的としています。

【意見等】

- ・『心豊かに永く暮らせる住み良いまちをつくる』、『市民の主体性とあらゆる組織の権利や責務を明確にする』が大きな柱です。
- ・市民が市とつながり合い、相互に支え合えるまちづくりを推進するための『しくみ（基本的な事項）』を定める。
- ・市民の権利と責務、市及びまちづくりに関わる様々な主体（第6回市民会議の発表以降に度々議論されている）の役割を明らかにする。
- ・市民自らがまちづくりに参画し、協働する。（共に考え協力し、行動すること）
- ・住民自治の実現を図る（自立すること）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内に通勤又は通学する者及び市内で公共的な活動を行う者又は団体をいう。
- (3) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 協働 ~~様々な主体~~ 市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解し及び尊重し、~~互、対等な立場で、~~共通の目的に向かう、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。
- (6) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築する ~~つくる~~ことを目的として構成された~~集まり~~ 集団をいう。
- (7) 市民活動 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的~~な主体的~~な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。

【条文の趣旨】

第2条は、この条例で使用している用語の意義を定めています。この条例の解釈にあたり、重要となる用語として、『まちづくり』、『市民』、『市』、『事業者』、『協働』、『地域コミュニティ』、『市民活動』の7つの用語を掲げ、その定義を示しています。

【条文の説明】

◎まちづくり（第1号）

一般に、『まちづくり』には、道路や河川などの都市基盤の整備や防災活動、福祉活動などの様々な事業や活動がありますが、この条例では、「住み良い豊かな地域社会」をつくるための事業や活動を『まちづくり』としています。

◎市民（第2号）

地方自治法に定める「住民」のほか、市内で働く人や通学する人、さらに市内で地域活動や市民活動（NPO活動、ボランティア（自ら進んで社会奉仕活動をする人）活動）などの公共的な活動を行っている個人や団体を『市民』としています。

この条例では、『市民』を次のように考えています。

- ①市内に居住している者
- ②市内に通勤又は通学している者
市内で公共的な活動をしている者又は団体

このように、『市民』 を ~~を~~ について「住民」を基本に考え、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、山口市に関係する幅広い人々が力を合わせていく必要があると考えているからです。

◎市（第3号）

地方自治法や地方公営企業法等により、独立して事務を執行する市長、各行政委員会、監査委員 ~~水道事業管理者、消防長~~などの執行機関のことを『市』としています。

執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。

◎事業者（第4号）

『事業者』は、営利を目的に活動する企業や個人商店などのことをいいます。

◎協働（第5号）

『協働』とは、まちづくりの主体である市民と~~市~~行政、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあい、共に行動や活動することをいいます。

◎地域コミュニティ（第6号）

地域では、自治会や町内会をはじめとして、子ども会や老人クラブ、PTAなど地域性と共同意識を基盤~~とした~~に、地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的（自らが決定して行うさま）に形成された団体などにより様々な社会活動が行われています。このように、その地域内の生活環境や暮らしを良くしたり、つながりや親睦を深める活動に関わる組織や団体を『地域コミュニティ』としています。

◎市民活動（第7号）

『市民活動』とは、市民自らが課題を見つけ、~~により~~自発的（自ら進んでするさま）かつ自主的（自らが決定して行うさま）に取り組~~まれる~~む営利を目的としない社会貢献活動を行います。その活動は、阪神・淡路大震災を契機として顕在化し、特定非営利活動促進法（NPO 法）などの法的な基盤も整備されたことにより、多様な公益的サービスの担い手、社会を支える新たな力として広く認識されるようになりました。

また、市民活動を組織的かつ継続的に行う団体を『市民活動団体』としています。（第14条関係）

なお、市民活動から宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動や選挙を目的とする活動を除いたのは、特定非営利活動促進法（平成10年12月1日施行）における特定非営利活動法人の要件の規定と同じ考え方から、広く市民を対象にする協働によるまちづくりについて規定するこの条例の趣旨に合致しないと考えるためです。

【意見等】

◎「市民」の定義について

- ・山口に関わりたい人を「市民」から外す必要はないと思う。山口を広げていく意味からも「市民」に含めてもよいのではないかと思う。
- ・市民は住民を基本に考え、住民以外に山口のまちづくりに関わる人を含めるための定義を考える。
- ・住民以外を『市民』とすることは、住民感情や権利関係を考えると検討が必要。
- ・市内に住んでいる人と市外から来る人を対等とすることはできないのではないか。
- ・『市民』を考える上で、中心となるのは住民ではないか。

◎「協働」の定義について

- ・協働する上で重要なことは、「一緒に汗を流すこと」、「一緒にのテーブルにつくこと」、「一緒に働くこと」、「主体の役割を明確にすること」。
- ・「汗を流す」は協働のイメージで、同じ土俵に立ってほしいということ。

【用語の補足説明】

NPO…Non（非）-Profit（利益）-Organization（組織）の略で、営利を目的としないで、社会的使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織のことです。「民間非営利組織」と呼ばれています。「非営利」とは、無償の活動や活動による利益を上げないということではなく、収益から費用を差し引いた利益を団体の構成員に分配せず、その利益を団体本来の社会貢献活動の費用とすることを意味しています。

(基本理念)

- 第3条 市民は、~~自らの意思によって~~主体的にまちづくりに参加、~~参画~~するよう努めるものとする。
- 2 市民~~と~~及び市は、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任~~と~~及び役割を理解し、~~対等な立場で交流・連携し、~~協働してまちづくりを推進するものとする。
- 3 市民~~と~~及び市は、まちづくりに関する互いの情報を共有するものとする。

【条文の趣旨】

第3条は、まちづくりを進めていくうえで常に考えておくべき基本的な考え方を、基本理念として掲げています。

【条文の説明】

この条例では、

- ①『主体的な市民の参加』
- ②『協働によるまちづくり』
- ③『情報の共有』 という3つの考え方を示しています。

第4条以降に、その具体的な内容を示しています。

『参加』とは、地域活動や市民活動への参加や、市政への参画（市の基本的な計画の立案から実施、評価の過程に主体的に関わって意見や提言を行うこと、第4章関係）のことです。

【意見等】

- ・市民が主体的にまちづくりに関わっていく。（市民の主体性）
- ・まちづくりに関わる様々な主体がつながり合い、支えあう⇒交流・連携
- ・補完性の原則に基づき市民と市が役割を分担していく。
- ・情報共有の前提として、情報提供は市民の目線でわかりやすく行う。
- ・住民自治の充実には、あらゆる人・組織のまちづくりへの参加、協力が必要である。

【用語の補足説明】

補完性の原則…問題をより身近なところで解決しようとする考え方で、個人（家庭）が自立した生活を送ることを基本として、援助の必要な身近な課題は、地縁や社会的な使命を持った市民活動が支え、これらの活動では解決の難しい課題や非効率なものについては行政が担うというものです。

住民自治……「自治体の運営はその自治体の住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべき」という考えのもと、自治体経営に広く市民が参加し、地域内の課題をその地域のことを一番知っている住民が主体的に解決し、まちづくりを行っていくことをいいます。

第2章 市民の権利~~と~~及び役割

(市民の権利)

- 第4条 市民は、~~安心、安全な生活環境を目指して、~~まちづくりに参加、~~参画~~する権利を有する。
- 2 市民は、市政に対して意見を提言する権利を有する。
- 3 市民は、~~まちづくりに参画するために~~市の保有するまちづくりに関する必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、~~市の保有するまちづくりに関するその~~情報を知る権利を有する。

【条文の趣旨】

第4条では、市民~~参画~~の参加と協働によるまちづくりを推進し、「住民自治」の確立を目指していくため、すべての市民がまちづくりに参加する権利があり、また、市政にも意見を提言し、参画する権利があるとしています。その前提には、~~市~~行政が保有する情報を自ら取得し、その情報を知る権利があるとしています。

【条文の説明】

この条例では、市民の定義を住んでいる者から働き、学ぶ者、また市内で活動する団体や事業者まで幅広く捉えていますが、この第4条ではまちづくりの原動力となる市民個人の権利に重点を置いています。

《第1項》

まちづくりの主役は市民であり、すべての市民は、年齢や性別に関係なく、まちづくりに参加~~一参画~~する権利があるとしています。まちづくりに参加~~や参画~~する上ではみな平等であり、参加~~や参画~~しないことによって不利益な扱いを受けることはありません。

《第2項》

これからのまちづくりは、市民と~~市~~行政が共に考えて進めていかなければなりません。そのためには、さらに市民に開かれた市政を実現し、市民も市政に関心を持つ必要があります。市民も市政に対して意見を述べる権利があるとしています。

《第3項》

まちづくりについて、市民が自ら考え、主体的に行動するためには、様々なまちづくりに関する情報が市民に必要です。そのため、市民は、行政の保有するまちづくりの情報について必要な情報の提供を受ける権利があるとともに、その情報を知る権利を有するとしています。

【意見等】

- ・市民が主体的にまちづくりに参加する必要がある。
- ・各主体が自立して役割を果たすことにより、信頼関係や連携が生まれる。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、及び自らができることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第5条は、協働によるまちづくりを実現し、住民自治を確立していくため、まちづくりの主体は市民であることを明示し、その役割を示しています。

この条例では、市民の定義を住んでいる者から働き、学ぶ者、また市内で活動する団体まで幅広く捉えていますが、第5条ではまちづくりの原動力となる市民個人の役割に重点を置いています。

また、市民の役割を規定するとき、「責務」とすべきか、「役割」とすべきかを議論しましたが、まちづくりには市民の自主性や主体性を重んじるべき事柄であるため、「役割」としました。

【条文の説明】

市民は、まちづくりの主体ということを自覚し、地域社会に興味や関心を持って、各々の責

任において積極的にまちづくりに参加することとしています。

これは、市民の力なくしてまちづくりを進めることはできないからです。

しかし、参加をしないことによって不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。

【意見等】

- ・市民は、積極的に自治会活動やコミュニティ活動に参加することが必要。
- ・市民がまちづくりの主体であることを自覚しなければならない。
- ・権利意識が強い現状では、あまり権利を多く触れる必要がないのではないか。
- ・多様な人がいることが、地域コミュニティの豊かさです。それが認められる地域とすることに努力する。
- ・市民は、まちづくりに興味を持ち参加してみる。市民ができること、行政ができること、事業者ができること、それぞれの立場を尊重し、特性を活生かして役割を発揮し、共に参加、参画していく必要がある。

第3章 協働

第1節 協働によるまちづくり

(協働の推進)

第6条 市民~~と~~及び市は、相互にそれぞれの特性を理解し合い、~~相互に~~尊重し合い、及び補完し合いながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第6条は、協働によるまちづくりの基本的な進め方を規定しています。

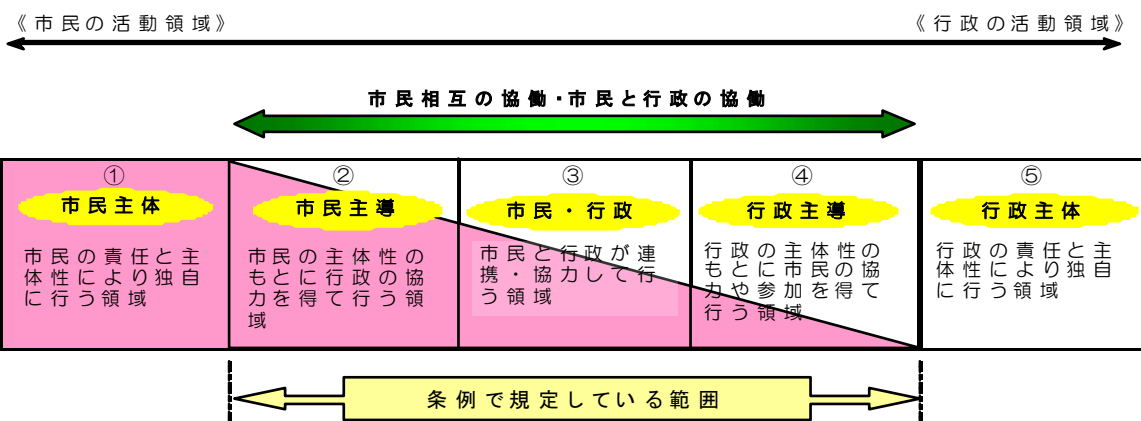
【条文の説明】

地域課題の解決や心豊かに暮らせる地域社会の実現に向けて、まちづくりの主体である市民と~~市行政~~、市民~~と市民同士~~は、相互に協力し、連携してまちづくりを進めていくこととしています。

協働によるまちづくりを進めるにあたっては、相手を尊重し、理解することが重要になります。

また、協働する領域には、下図のように市民及び行政、また市民同士がその責任と主体性を持って行う領域と、それぞれが役割分担しながら協力と連携で行う領域があると考えています。

協働の領域イメージ



【意見等】

◎『協働』のあり方については、議論を重ね、様々な意見がありました。

- ・協働する目的は、住民自治の力を取り戻す、復活させることにある。
- ・協働する主体は、住民や地域コミュニティ組織、NPOや企業など多様な主体である。
- ・『対等』に向けては、主体同士が相互に尊重するとともに、それぞれの主体が自立性・主体性を確立することが必要である。
- ・協働を進める上で「対等」の関係が重要であるが、現実的にはまだまだ難しい。あえて踏み込むならば、気運の醸成からはじめるのがよい。
- ・協働をする際には、共通の目的がぶれず、見失わないようにすることが大切である。
- ・市は委託者としてお金を出すだけではなく、課題解決に向けて共に汗を流すことが、協働するうえでの大切なポイントになる。
- ・様々な主体が共に汗をながすことで、お互いが成長することができる。
- ・協働には、補完し合える関係が大切である。
- ・協働とは、一緒に汗を流し、一緒に働くこと。
- ・協働の主体の役割を明確にする必要がある。
- ・思いつきのような協働はやめる。
- ・協働の成果をきちんと公開する。
- ・市民は、市の仕組みや施策、特性について学ぶ必要がある。
- ・目的を共有する。役割分担を明確にする。各々の役割について責任をもって果たす。

（協働の環境づくり）

第7条 市民と~~市~~及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動拠点の整備~~など~~
等必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

【条文の趣旨】

第7条は、協働によるまちづくりを推進する上での環境づくりを定めています。

【条文の説明】

《第1項》

市民と~~市~~行政と一緒に活動拠点の整備や情報発信など、協働によるまちづくりを推進するための必要な環境づくりを行うことを規定しています。

環境づくりとして、活動（交流）拠点の整備、意識啓発、情報発信、ネットワークの構築、市民の視点を活かした市民からのアイデア（考案・着想）や提案の募集、課題解決に向けて市民と行政が同じテーブルで協議する場をつくるなどの様々な取り組みを検討することとしています。

また、地域で抱える課題は、より複雑化・高度化し、早急な解決が求められています。そこで、地域社会の状況を熟知し、専門的な知識や他の地域や他の分野の人たちとネットワークを持ち、地域や人材、組織に内在する多様な価値観を発掘・連携することによって、新しい価値を生み出す役割を担う「コーディネーター」の存在が必要となっています。こうしたことから、市民と行政、市民（団体）同士などとの仲立ちやつなぐ役割を担うコーディネート機能についても検討していきます。

《第2項》

市では、公共をまちづくりに関わる様々な主体が協働して担っていく環境を整備するため、総合的かつ計画的な施策を実施することとしています。

市では、協働によるまちづくりを着実に推進するための総合的かつ計画的な施策として、条例の施行に併せて（仮称）山口市協働推進プランを策定することとしています。協働推進プランは、市民活動や地域活動を展開する団体の支援やボランティア意識の醸成など、市民の社会貢献活動の促進に対する環境づくりを進めるほか、市民活動等との協働のあり方や公共サービスの提供の進め方を示した具体的な協働によるまちづくりのガイドライン（指針）となるものです。

市では、各地区に公民館を設置し、社会教育を推進し、更に生涯学習社会の構築を目指しています。

平成21年度から、公民館の機能に加えて、自治会などの様々な地域コミュニティ、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体が施設を活用できる、地域づくりの総合的な拠点となる（仮称）地域交流センターの設置を予定しています。

【意見等】

- ・それぞれの課で協働を推進する。
- ・担当課同士の調整の仕組みをつくる。
- ・協働の主体は、様々である。協働推進プランを市が作成し、本当に協働が進むのか。
- ・協働推進プランには、協働の推進体制を明確に入れる必要がある。
- ・中間支援機能は、これからのまちづくりで重要なところ。中間支援機能があれば、人づくりがもっと進む。その機能充実は、協働推進プランに盛り込むべきである。

【用語の補足説明】

中間支援機能……市民活動や地域の活動が抱える問題の解決に向けて、資金・人材・情報などの提供者と活動の主体との橋渡しやノウハウ（仕事のやり方などのコツ、知識）の提供、人材育成などを通じ、直接又は仲介役として間接的に支援を行う機能のことをいいます。

コーディネーター……まちづくりに関わる様々な主体の協働を促進するにあたり、それぞれの特性と能力が十分に発揮されるよう、両者を取り持ちながら事業を進める中立的かつ総合的な調整役のこと。市民と行政との協働推進においては、行政側や市民側それぞれに特有の課題があります。協働の場において、市民と行政の間や市民同士の間立ち、意見調整や事業の進行管理等を行い、協働を効果的で有意義なものとする役割を担う中立的な立場の人をいいます。

（人づくり）

第8条 市民及び市は、まちづくりの担い手を発掘し、又は育成する~~ための必要な施策を講ずるものとする~~よう努めるものとする。

2 市は、まちづくりを支える人材を支援する~~ための必要な施策を講ずるものとする~~よう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第8条は、市民主体のまちづくりを行うための、人づくりについて規定しています。

【条文の説明】

この条文は、第7条の「協働の環境づくり」の中でも特に重要な「人づくり」について条文化したものです。

地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、『人材』の問題があります。「役員になる人がいない」、「会員の確保が難しい」、「コーディネーター的人材が不

足している。」「マネジメント（経営管理）能力のある人材が不足している。」などといった声が多く聞かれます。今後、様々な地域の活動や市民の活動が活性化するためには、『人づくり』が非常に重要です。

《第1項》

まちづくりの主体である市民が、積極的かつ継続的にまちづくりに取り組むためには、その担い手となる人材を発掘し、育成することが急務となっています。

そのため、市民と市行政では双方が人材の発掘や育成に努める必要な施策を講ずることとしています。

《第2項》

市では、市民を対象とした各種セミナー（講習会）や講座の開催、様々な情報提供、活動への支援などを通じて、人材の発掘や育成、支援を講ずるに努めることとしています。

【意見等】

- ・人材育成は、地域コミュニティ・市民活動・行政などそれぞれで必要になる。
- ・人材育成は行政だけがやるのではなく、市民や各市民団体もその役割を担う。
- ・地域にいる埋もれた人材を発掘することも必要である。
- ・条文中で基本的な考え方を謳い、人材育成の方法など具体的な施策は、協働のガイドラインと実行計画になる（仮称）協働推進プランの中に記載していったらどうか。
- ・「人材発掘」や「人材育成」については、特出して条文が必要である。
- ・熟年パワーの活用が地域づくりにつながる。
- ・協働の必要性について学ぶ必要がある。
- ・コーディネーターの人材育成を進めるべき。
- ・市民への研修など通じて、市民が育つ環境づくりをつくる。
- ・在学中もまちづくりに参加、協力できる人材の育成が必要。

（情報の共有）

第9条 市民~~と~~及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、~~当該~~その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。

【条文の趣旨】

第9条は、まちづくりへの参加や~~参画~~協働によるまちづくりを推進するための情報共有について定めています。

【条文の説明】

まちづくりを進めていくうえで、協働のパートナー（物事に共に取り組む相手、仲間）同士が持っている情報を共有することは、非常に重要です。そのため、双方が情報提供を行い、情報の共有化を図ろうとするものです。

これまで山口市では「山口市情報公開条例」や「山口市個人情報保護条例」を制定し運用してきましたが、この条例では、まちづくりに関する情報は、市行政が積極的に公開・提供することはもちろんですが、市民が保有する情報も積極的に提供し、情報の共有化を図り、まちづくりを進めていこうという考え方です。

まちづくりの情報の中には個人情報が含まれるものもあります。そのため、その収集や提供、

共有にあたっては、市民の権利や利益を侵害しないように個人情報の保護に配慮しなければいけません。

【意見等】

- ・ 庁内で協働事例を共有する。
- ・ 協働の成果をきちんと公開する。
- ・ 市民自身も情報を習得する努力をする。情報を待つのではなく、自分自身で探してみることも必要ではないか。
- ・ 個人情報の保護は必要であるが、過剰に反応し、自治会活動に支障が出ているものもある。

(事業者~~＝~~及び教育機関の協力)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 教育機関は、保有する資源を活用~~＝~~するとともに、様々なまちづくりの主体と連携~~＝~~及び協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第10条は、協働によるまちづくりの一員である事業者や教育機関の役割を定めています。

【条文の説明】

《第1項》

事業者に対して、地域社会を構成する一員として、地域社会と調和を図りながら、様々な地域の活動や市民活動に対する協力を期待しています。

事業者自ら社会貢献活動を通じて、積極的にまちづくりに参加することもありますし、様々な活動に対する側面的な支援なども考えられます。

側面的な支援としては、従業員等に地域の活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対して助成や寄付を行う、物的な支援を行うなど様々な形が考えられます。

《第2項》

市内には、小学校、中学校、高等学校、大学など様々な教育機関があり、児童や生徒、学生が在籍しています。また、専門的で多分野にわたる学術的な資源も保有しています。

こうした様々な資源を活かして、地域貢献活動や社会貢献活動を実践している教育機関もありますが、そうした活動が今以上に促進されることを期待しています。

【意見等】

- ・ まちづくりに対して、高等教育機関には専門的な知識の提供を求める。
- ・ 高等教育機関も事業者。まちづくりの主体の一つではあるが、側面支援になると思う。
- ・ 中小企業にどこまで求めるのか。参加や協力を求める内容になるのではないか。
- ・ 事業者には本来の事業活動がある。
- ・ まちづくりに対して協力を求めるのは、高等教育機関に限定する必要はないので、「教育機関」にしたら良いのではないか。
- ・ 事業者には市民活動に対する理解を示してもらおう。
- ・ 事業者には、できる範囲での社会貢献をしてもらおう。
- ・ ワークライフバランス(仕事と私生活との両立のこと)を推進する。
- ・ 先生や地域が子どもの参加を促しやすい環境をつくりたい。
- ・ 大学生の活力を活かす。

第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

第11条 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強く~~し~~するとともに、地域の課題の解決に向けて~~＝~~計画的に取組み、安心~~＝~~かつ安全な地域づくりに努めるものとする。

2 地域コミュニティは、~~各種団体~~様々なまちづくりの主体と交流~~＝~~及び連携し~~＝~~、協働によるまちづくり~~＝~~の推進に努める~~＝~~ものとする。

【条文の趣旨】

第11条は、協働によるまちづくりを推進する上での、地域コミュニティの役割を定めています。

この条文は、第14条の市民活動団体の役割に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

《第1項》

地域コミュニティとは、自治会をはじめとして、子ども会や婦人会、PTA等の地縁を主なつながりとした、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を~~構築~~築きつくることを目的として構成された~~集まり~~集団のことをいいます。

これからの地域づくりでは、地域のことは地域が一番よくわかっていますので、地域のことはまず地域で考えて解決していく、「自分たちでやれることは自分たちでやろう」という「住民自治のまちづくり」が重要になります。

こうしたことから、地域コミュニティは、安心・安全で住み良い地域社会を築いていくために、住民同士が親睦を図り、絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に計画的に取り組んでいくこととしています。

《第2項》

地域の課題は、多種多様なものがあります。そのため、地域コミュニティは、その解決にまちづくりに関わる~~各種~~様々な主体と連携、協力しながら解決していくことが必要になります。

地域コミュニティは、地域に密着した活動を展開するうえで、その地域の特性を活かし、まちづくりに関わる~~各種~~様々な主体と連携しながら、協働によるまちづくりの推進に寄与することが求められています。

【意見等】

- ・安心で安全な地域づくりには、自治会が中心的な役割を担ってきた。
- ・住民自治を基本にした活力あるまちづくりが重要である。
- ・安心安全なまちづくりには、まちづくりに関わる各種団体との協力や連携が必要。
- ・地縁型コミュニティ、家庭的なコミュニティ活動の進展により、問題は身近なところで解決し、安心、安全な暮らしができるようにしたい。

(地域コミュニティ活動の推進)

第12条 市民は、地域コミュニティ活動~~＝~~への理解を深め、~~地域~~その活動に~~＝~~主体的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるように努めるものとする。

【条文の趣旨】

第12条は、地域コミュニティが協働によるまちづくりを推進するための、市民の役割を定めています。

この条文は、第15条の市民活動の推進に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

《第1項》

安心・安全で住み良い地域社会を築いていくために、市民一人ひとりが、まちづくりの主体であるという認識を持ち、地域コミュニティ活動に~~主体的~~自主的に参加、又は協力することが重要です。

《第2項》

市民は、自らが地域コミュニティを動かす原動力であることを認識し、その活動が継続的かつ安定して行えるように、地域コミュニティを大切に守り育てていく必要があります。

【意見等】

- ・地域コミュニティと難しく考えすぎず、誰もが参加しやすい活動だと理解してもらうことが必要。
- ・多様な人がいるから、地域コミュニティとして豊かになる。それが認められる地域とするよう努力する必要がある。
- ・地域における連帯感や公共心の希薄により、地域コミュニティの機能が低下しつつある。これに歯止めをかけたい。
- ・『地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てる』というフレーズは大切である。ここが山口らしさではないか。
- ・地域のことは、市民の参加を得て、その意思と責任において行う。
- ・市民一人ひとりが主体である。
- ・自治会に加入していない人が出てきている。未加入者の問題は、これからの地域のまちづくりにおいて大きな課題である。
- ・全ての人が自治会活動に協力してもらうのは現実的には困難である。この現実も踏まえておく必要がある。
- ・自治会活動の進め方も見直しが必要ではないか。

(地域コミュニティ活動への支援)

第13条 市は、地域コミュニティ~~の自主性及び自立性を尊重し、その~~活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供~~等~~活動拠点の整備など必要な支援をする~~ことができるものとする。~~この場合において、市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、これを損なってはならない。

【条文の趣旨】

第13条は、地域コミュニティ活動に対する市の支援を示しています。

この条文は、第16条の市民活動団体への支援に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

市は、地域コミュニティ活動が促進するため、必要な支援~~ができる~~をすることとしています。

市が地域コミュニティに対して行う支援は、地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するためのものであり、地域コミュニティの自立性、自主性が損なわれないように配慮する必要があることから、「自主性及び自立性を尊重し、損なってはならない」と表現しています。

【意見等】

- ・まちづくりに関わる各種主体とのネットワーク作りについては、市の協力が必要である。
- ・地域コミュニティ活動に対して、市の助成（人的・資金）が必要である。
- ・職員は一個人として、地域コミュニティ活動に対して、参加、協力して欲しい。
- ・まちづくりに関わる各種主体をつなぐためのコーディネーターの育成が必要である。
- ・ネットワークづくりの必要な情報提供については、市に協力してほしい。

第3節 市民活動団体

（市民活動団体の役割）

- 第14条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体（以下「市民活動団体」という。）は、市民活動の持つ社会的意義を自覚~~し~~するとともに、自らの持つ知識~~を~~、専門性等を生か~~し~~、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第14条は、協働によるまちづくりを推進する上での、市民活動団体の役割を定めています。

この条文は、第11条の地域コミュニティの役割に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

《第1項》

市民活動とは、営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会貢献活動で、阪神・淡路大震災を契機として顕在化し、特定非営利活動促進法（NPO法）などの法的な基盤も整備されたことにより、多様な公益的サービスの担い手、社会を支える新たな力として広く認識されるようになりました。

そして、市民活動には、次のような特性や特徴があります。

- ①自主性、主体性
- ②個別性、多様性
- ③先駆性、開拓性
- ④柔軟性、機動性
- ⑤専門性、提言性
- ⑥地域性、当事者性

こうしたことから、市民活動団体は、自らが取り組む活動が果たす社会的意義を自覚し、自らの持つ専門性や先駆性等を活かし、自己の責任のもと、協働によるまちづくりに貢献するよう努めることとしています。

《第2項》

市民活動団体がその活動を継続していくためには、自らの活動が広く市民に理解され、受け入れられるよう努める必要があります。

また、市民活動団体は、市民活動に参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対して、市民活動に参加するきっかけをつくり、その楽しさを理解してもらう必要があります。

そのためにも、各市民活動団体の特性や、参加のきっかけとなる、分かりやすい情報提供を行い、市民意識の醸成を図っていくものとしています。

また、市民活動を行う団体自身も、その活動が社会的な評価を受けるためには、自らの活動を広く情報公開することにより、透明性を確保することも求められます。

《第3項》

市民活動を活性していくためには、市民活動団体同士やまちづくりに関わる様々な主体と連携、協力が必要になります。

地域コミュニティと同様に、市民活動団体もまちづくりに関わる様々な主体との情報交換やネットワークによってまちづくりを推進することとしています。

【意見等】

◎市民活動団体の役割について

- ・目的を共有する市民の参加を推進するため、市民生活に密着した様々なことを行政と係り合いを持ち、タイアップ（提携・協力すること）しながら、体験できる場の提供を進めて行く。
- ・専門知識が必要とされる場合や、予期せぬ問題が起こった場合に、ノウハウを提供し、解決に向けて支援する。
- ・積極的にまちづくりに参画し、自らが活動、行事の主体となって、自治体と協働するように努める。
- ・市民活動団体は、社会を担っている様々な主体を尊重し、連携、協力し合うことで力を発揮し、成果をあげる。

（市民活動の推進）

第15条 市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自発的かつ自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第15条は、市民活動を推進するための、市民の役割を示しています。

この条文は、第12条の地域コミュニティ活動の推進に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

市民活動は、その目的に応じて様々な分野にわたっており、市民は自分の関心のある分野の活動に、自発的に参加または協力することにより、自らの経験や能力を活かし、社会に貢献することにより、生きがいを得ることができます。

また、市民一人ひとりが、市民活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、応援することで、市民活動団体を動かす原動力となり、まちづくりに貢献することもできます。

そのため、市民は、自発的かつ自主的に市民活動に参加、又は協力することとしています。

【意見等】

- ・市民が、市民活動を支える仕組みが必要である。

（市民活動団体への支援）

第16条 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をする~~ことができる~~ものとする。この場合において、市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、これを損なってはならない。

【条文の趣旨】

第16条は、市民活動に対する市の支援を示しています。

この条文は、第13条の地域コミュニティ活動への支援に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

市は、市民活動が促進するため、必要な支援をすることとしています。

市民活動への支援としては、情報・ノウハウの提供のほか、交流の場や活動拠点の整備、財政的な支援等が考えられます。また、市では市民活動支援センター（さぼらんて）を設置していますが、今後はその機能の充実も図っていきます。

市民活動への支援を行うにあたっては、その活動の公益性や活動内容の透明性、及び市が行った支援による効果について詳しく検証していく必要があります。

【意見等】

- ・中間支援組織は、産業、市民、学校、官の4つの主体をつなげ、支援するための組織を考えています。この中でも、市民活動支援センターが、より情報を発信しやすくなるよう、一層の充実が必要。
- ・市民活動を促進するための市の役割は、社会を担っている様々な主体の特性を認識し、積極的に情報収集に努める。
- ・市は、市民に対して、協働事業の事例をプロセスから分かりやすく伝える。
- ・市は、交流できるようサポート（支援すること）を行う。
- ・市は、市民活動への共通理解が必要。

第4章 ~~市民参画~~ 市政への参画

~~（市民参画機会の保障~~ 市政への参画）

第17条 市民は、市の総合計画その他の~~市~~基本的な計画の立案から実施及び評価に至る過程において参画することができる。

2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。

【条文の趣旨】

第17条は、市政への市民の参画、開かれた市政を実現するための市民の権利と~~市~~行政の役割を定めています。また、市民の参画を基本とした行政運営について定めています。

【条例の解説】

《第1項》

市民は、市の基本的な計画の立案から実施、評価に至る過程において、意見や提案を行うなど市政に参画することができます。

《第2項》

市は、協働によるまちづくりを進めるために、立案から実施、評価までのプロセス（過程）に参画しやすいしくみをつくることにより、市民の市政への参画をより身近なものにすることとしています。

《第3項》

市は、協働によるまちづくりを進めるために、市民の意向を的確に把握し、施策に適切に反映するように行政運営を行うこととしています。

【意見等】

- ・市政への参画の範囲についてだが、市政全てに参画していたら市民がもたないので、参画の範囲については推進委員会で決めたらどうか。
- ・いつでも参画できますよという間口を広げることが大事ではないか。参画できるメニュー（用意されている項目や内容）として、パブリック・コメント、審議会等をあげておく。
- ・参画する権利を受ける条文になる。市民が市政に対し、ものを言う権利を保障する。
- ・市民に容易に参画できるように配慮する。
- ・市民の意向を的確に把握し、施策に反映させる。
- ・市は、市政に市民の意思が適切に反映されるように、市民の参画を基本に行政運営を行う。
- ・市は、市民が容易に市政に参画できるよう配慮する。
- ・市は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させる。

~~（行政運営）~~

~~第18条 市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。~~
~~⇒~~ ⇒【第17条に統合】

~~【条文の趣旨】~~

~~第18条は、市民参画を基本とした行政運営について示しています。~~

~~【条文の説明】~~

~~市は、協働によるまちづくりを進めるために、市民の意向を的確に把握し、施策に適切に反映されるように行政の運営を行うこととしています。~~

~~【意見等】~~

- ~~市は、市政に市民の意思が適切に反映されるように、市民の参画を基本に行政運営を行う。~~
- ~~市は、市民が容易に市政に参画できるよう配慮する。~~
- ~~市は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させる。~~

（パブリック・コメント）

第18条 市は、市の総合計画その他の~~市~~基本的な計画を策定するときは、パブリック・コメント（市が基本的な計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見等を求める手続をいう。）を実施するものとする。

2 市は、前項~~の~~の規定により提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。

【条文の趣旨】

第18条では、「パブリック・コメント」を第17条で保障されている~~市民参画~~市政への参画の手法の一つとして位置づけ、市民が意見表明する制度である「パブリック・コメント」について定めています。

【条文の解説】

《第1項》

市が市民生活に大きな影響を及ぼすような基本的な計画の策定などを行うにあたっては、早い段階において案を事前に公表し、市民からその案についての意見を募集することとしています。

《第2項》

市民からの意見を聴取するだけでなく、提出された意見の内容、及びその意見に対する市の考え方を公表していくこととしています。

【意見等】

- ・ 市政参画できるメニューを出して、わかりやすくしてはどうか。
- ・ たくさんの市民の意見収集ができるよう、収集の仕方を検討する。
- ・ パブリック・コメントの結果を具体的に市政に反映させる。
- ・ 結果はきちんと公表し、反映できないときはその理由を説明してほしい。

【用語の補足説明】

パブリック・コメント…パブリック・コメントは、市の執行機関が、重要な計画等を策定する際に、市民が意見等を述べる機会を保障し、また提出された意見に対する市の考え方を公表することにより、説明責任を果たし、~~市民参画~~市政への参画の促進、市政の透明性・公正性の向上を図ることを目的として実施するものです。

なおパブリック・コメントは、市民に賛否を問い、意見等の多寡により判断するような投票制度ではありません。

（附属機関等の委員）

第19条 市は、附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれ~~ら~~に類する合議制の組織をいう。以下同じ。）の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう~~努めるものとする~~努めなければならない。

2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成~~及び~~及び、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用する~~とともに~~ことにより、市民の多様な意見が反映されるよう~~努めるものとする~~努めなければならない。

【条文の趣旨】

第19条は、市民の市政への参画を進めるため、附属機関の委員を選任のあり方について定めています。

【条文の説明】

附属機関とは法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審査会、審議会等の機関のことをいいます。

学識経験者や関係者、一般市民等で構成する附属機関等は、行政のプロセスにおいて重要な役割を担っており、~~市民参画~~市政への参画を実現する重要な方法の一つとして位置づけられています。

附属機関等は、その設置目的や役割が多様であり、専門性を必要とされる場合も多くありますので、委員の構成については、附属機関等の設置目的や役割等に応じて、公募委員比率、男女委員比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、選任することを規定しています。

《第1項》

市政に市民の視点からの意見を反映させ、より一層の~~市民参画~~市政への参画を推進するという観点から、附属機関等には公募委員を含めるよう努めることを規定しています。

《第2項》

市は附属機関の委員を選任するにあたっては、多様な意見を市政に反映するため、次の点について考慮するよう努めることとしています。

- ①「男女比率」については、男女共同参画の推進の観点から、
- ②「年齢構成」については、幅広い世代の意見を反映させるという観点から、
- ③「地域性」については、特定の地域への偏りを避け、特色のある地域ごとの意見を反映させるという観点から、これらを総合的に考慮して、幅広い分野から人材を登用するよう努めることとしています。

【意見等】

- ・市政参画できるメニューを出して、わかりやすくしてはどうか。

【用語の補足説明】

附属機関…法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審査会、審議会等の機関のことをいいます。

またこの他に、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置される委員会等の「私的諮問機関」もあります。

第5章 市の責務

(行~~財~~政運営)

第20条 ~~市は、健全な財政運営に努めるとともに、財政状況についてわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。~~ ⇒【第23条に統合】

⇒ 市は、効率的で質の高い行政サービスの提供を図り、市民の満足度の向上に努めなければならない。

⇒ 2 市は、社会経済情勢の変化~~率~~、多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的~~かつ~~効率的な組織運営に~~努めるものとする~~努めなければならない。

【条文の趣旨】

第20条は、市の責務としての行~~財~~政運営のあり方について定めています。

【条文の説明】

~~《第4項》~~

~~市民に財政状況を明らかにすることは、開かれた行政運営、その透明性の確保の意味からも重要であると考えています。市は、自治体経営という観点からも、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果をあげるように努めることとしています。~~

~~また、市の財政状況を公表し、市民に理解してもらうために、わかりやすい資料を作成して公表することとしています。【「健全な財政運営」は「協働」との関係性は薄いため削り、「財政公表」については第23条の中で規定する】~~

《第1項》

市は、これからの公共サービスを提供する際には、より効率的で質の高い行政サービスを提供し、市民の満足度を向上するよう努めることとしています。

《第2項》

市は、社会情勢の変化や、様々な課題に対応した行政サービスを提供するため、市民にとってわかりやすい、効率的で機能的な組織運営になるよう努めることとしています。

【意見等】

~~○財政運営公表に関すること~~ ⇒【第23条の意見等へ】

~~市は財政運営状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。~~

~~行政は、各計画の進行状況や結果、成果指標を公表していく。~~

~~行政は、良いことも、悪いこともわかりやすく公表していく。~~

○行政運営に関すること

- ・最小の経費で、最大の効果をあげる。
- ・市民の満足度の向上、成果志向を重視した行政運営をする。

~~○財政運営に関すること~~

- ・市は中長期的な展望に立って、財政運営健全化計画に基づき、効率的かつ効果的な財政運営を図り、財政の健全性の確保に努めなければならない。
- ・市は財政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるように努めるとともに、市民の満足度の向上と成果志向を重視した財政運営に努めなければならない。

○組織運営に関すること

- ・組織のスリム化
- ・横断的な人材配置による業務の円滑化
- ・時代にあった行政組織を構成する。
- ・組織の横断的な調整が必要。縦割りをやめる。

(市職員の育成、意識改革等)

第21条 市長は、市職員に対して協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員が協働によるまちづくりのその重要性の認識を深めるよう努めるものとする努めなければならない。

2 市職員は、自らの職務遂行能力の向上のための自己研鑽啓発に努めるとともに、市民との協働の視点に立ち、市民との信頼関係を深めるようの向上に努めなければならない。

3 市職員は、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

第21条は、市民と行政が協働してまちづくりを行うための、市職員の育成や自己研鑽啓発などについて定めています。

地方公共団体の長（市長）の権限に属する事務は、長の補助機関（長がその権限に属する事務を執行するに当たって、長を補助するもの）である職員によって行われ、体外的には長の名で執行されます。こうしたことから、市職員の育成について市長の役割を示しています。

【条文の説明】

《第1項》

地方分権が進展するなか、市民参画の参加や協働のまちづくりを進めていくためには、今以

上に市職員の職務遂行能力の向上や資質の向上が求められてきます。そのため串行政は、研修などを通じて市職員の育成や意識改革を図っていくこととしています。

《第2項》

市職員も協働によるまちづくりを推進するため、自己研鑽啓発に努めます。また市職員は、まちづくりの主体が市民であるということを踏まえ、市民との信頼関係のもとでまちづくりを推進していくこととしています。

《第3項》

協働によるまちづくりを進めるため、市職員も自らの地域社会の一員として地域コミュニティ活動や市民活動などのまちづくりの活動に積極的に参加することとしています。

【意見等】

- ・ 職員に協働の意義について理解させる必要がある。
- ・ 行政がコーディネーターやファシリテーター（進行役、調整役）の役割を担えるくらいになってほしい。
- ・ まちづくりを進めるため、リーダーシップ（指導者としての資質・能力）を発揮する人材の育成を。
- ・ 職員は、市民の信頼向上に努める。
- ・ 職員も一市民として地域の活動に積極的に協力する。

【用語の補足説明】

地方分権…地方公共団体に地方自治の主体として、国に集中している権限や財源を移し、都道府県や市町村が、自主的・自立的に、地域の実情に合った行政を展開できるように制度を変えていこうとするものであり、「自分たちの住んでいる地域のことは、自分たちで決められる仕組みにし、地域の特色を生かしたまちづくりを進めていこう」とするものです。

（説明責任）

第22条 市は、施策の立案から実施及び評価に至る過程の各段階において、その内容串、効果等を市民にわかりやすく説明するよう努めるものとする努めなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切かつ誠実に応えるこたえるよう努めるものとする努めなければならない。

【条文の趣旨】

第22条は、説明責任と応答責任について定めています。

【条文の説明】

《第1項》

市は、施策の立案から実施、評価の各段階において、実施する施策の内容やその効果について市民に理解を得るため、わかりやすく説明する責任があります。

従来の説明責任は、事後（結果）の説明に重点が置かれていましたが、今後、施策の計画段階からその内容や必要性などについて説明し、市民に理解が得られるよう求めるものとしています。

《第2項》

市は、市民からの質問や要望、提言、意見、苦情等に対し、適切かつ誠実に応えるこたえる

こととしています。

【意見等】

- ・市は、施策の内容を市民に説明する責務がある。
- ・市は、市民に理解されるような説明に努める。
- ・明確、速やか、わかりやすく説明する。

【用語の補足説明】

説明責任…市民に対し、市の業務についての行為の理由若しくは行為の根拠を明らかにし、納得が得られるようわかりやすく説明することをいいます。アカウンタビリティ（Accountability）ともいわれます。

（情報の提供）

第23条 市は、~~協働を推進するため、まちづくり~~市の財政状況及び市の総合計画その他の基本的な計画に関する情報を、適切な時期、~~適切な~~及び方法により、市民にわかりやすく提供するよう努め~~るものとする~~なければならない。

【条文の趣旨】

第23条は、市の~~まちづくり~~財政状況や総合計画などの基本的な計画に関する市政運営の情報について、適切な時期に、適切な方法により、市民にわかりやすく提供することを定めています。

【条文の説明】

市民が市の財政状況や総合計画などの市の基本的な計画に関する情報を知ることが、協働によるまちづくりを進めるうえで大切な取り組みです。

そのため、市民に市の財政状況などについてわかりやすい資料を作成し、その内容に応じ、適切な時期に、また適切な方法により提供することとしています。

~~市の保有するまちづくりに関する情報の提供は、協働によるまちづくりを進めるために重要な取り組みです。~~

~~そのため、~~情報の提供に当たってはより、多くの市民がまちづくりに主体的に参加し、協働を推進することができると考えています~~ように、その内容に応じ、適切な時期、適切な方法により行うこととしています。~~

なお、情報の提供は、市報やホームページ、市政情報コーナーなど様々な媒体を通じて行いますが、情報の受け手である市民にわかりやすく行うこととしています。

【意見等】

- ・情報は、受け手側のことを考えて発信する。

（財政運営公表に関すること）

- ・市は財政運営状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。
- ・行政は、各計画の進行状況や結果、成果指標を公表していく。
- ・行政は、良いことも、悪いこともわかりやすく公表していく。

第6章 山口市協働のまちづくり推進委員会

(山口市協働のまちづくり推進委員会)

第24条 市長は、この条例~~を見守り育て、~~の実効性を高めるため、山口市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

【条文の趣旨】

条例の施行後、この条例の目的が実現されているか、条文の趣旨に沿った運用がなされているかなど、その進捗を管理し、実効性を確保することが重要になります。

そのため、第25条は、本条例の適切な運用状況を市民の立場から見守り、条例の進捗管理と見直しなどについて意見を述べるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、「山口市協働のまちづくり推進委員会」を設置することを定めています。

（第25条と第26条で、所掌事務や組織を定めています。）

【条文の説明】

この条例の適切な運用管理を見守り、~~育て、協働推進~~この条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として委員会を設置することとしています。

【意見等】

- ・条例の推進がうまくいくような組織にしてほしい。
- ・推進委員会がいままでの審議会と同じものではおもしろくない。市民からアンケートをとり審議会で図るといった手法はどうか。
⇒推進は事務局任せではなく、推進委員会で行う気概が必要ではないか。
- ・委員会の具体的なイメージがわからない。

【用語の補足説明】

附属機関…法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、審査等を行うために市が設置する審査会、審議会等の機関のことをいいます。

(所掌事務)

第25条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について~~調査~~検証及び~~審議~~するものとする。

- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
- (2) ~~市民参画~~市政への参画に係る推進~~の~~施策に関すること。
- (3) 地域コミュニティ活動~~及び~~及び市民活動の促進に係る施策に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

【条文の趣旨】

第25条は、「山口市協働のまちづくり推進委員会」の所掌する事務を定めています。

【条文の説明】

委員会は、市民の立場からこの条例の適切な運用を進行管理するとともに、市における協働事業や市民活動推進施策等の状況を把握し、その問題点や改善策などについて検証し、意見提言を行うものとしています。

主な所掌事務は、市長が諮問し、委員会が答申する事項として、①条例の適切な運用に関すること、②条例の見直しに関すること、③その他市長が認めること（第1項関係）と、協働によるまちづくりや~~市民参画~~市政への参画の推進施策、地域コミュニティや市民活動の促進に関する施策等について~~調査~~検証・審議すること（第2項関係）としています。

【意見等】

- ・推進委員会の開催は、年に何回ぐらいを想定しているのか。
⇒どのような役割を担うかによって回数は変わってくるが、少なくとも年2回以上と考えている。
- ・『調査、審議する』のが所掌事務ならば、年2回の開催では厳しいのではないか。
- ・条例をうまくまわしていく組織が必要。
- ・委員会は、非常に重要な役割を担うことになる。
- ・委員会は、ソフト事業を中心に審議することになる。
- ・委員会は、専門性が必要とされるのではないか。
- ・まちづくり審議会との違いについて、整理が必要なのところが出てくるのではないか。

（組織）

第26条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員~~会~~は、次に掲げる者のうちから~~＝~~市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域コミュニティ関係者
- (3) 市民活動団体関係者
- (4) 事業者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年と~~する。ただし~~し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

~~4 委員は、再任されることできる。~~

~~4~~ 4 前~~各~~3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【条文の趣旨】

第26条は、「山口市協働のまちづくり推進委員会」の委員構成、委員の任期などについて定めています。

【条文の説明】

委員会の委員構成は、地域社会を支える各主体により協働のまちづくりを進めるという本条例の基本理念を踏まえ、公募委員をはじめ、地域社会を担う各種の主体や学識経験者等により構成するものとしています。

委員会の運営に関して必要な事項は、別に規則で定めることにしています。

【意見等】

- ・ 地域コミュニティや市民活動団体の関係者は、ある程度の人数がいたほうがよい。
⇒市民会議の申し合わせとして人数を決めておけばよい。
- ・ 任期は2年か。
⇒1年では短いのではないか。交代は、半数ずつ変わっていくのが望ましいのではないか。
- ・ 委員は、15名程度でもよいのではないか。
- ・ 20名で良いのか、判断できない。
- ・ 第2項のそれぞれの委員数は、条例で定めておくべきではないか。
- ・ 構成員に自治会関係者が必要。条文に「自治会関係者」が必要。
- ・ 教育機関も含めるべきではないか。
- ・ 委員構成や人数については、市民会議の付帯意見として提言書に記載したらどうか。

第7章 条例の~~位置づけ~~尊重及び見直し

(条例の~~位置づけ~~事項の尊重)

第27条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則であり、市民及び市は、他の
~~条例、規則等を定める場合においては、~~この条例で定める事項を最大限に尊重~~しな~~
~~なければならない~~とする。

【条文の趣旨】

第27条は、この条例の~~位置づけ~~事項の尊重について定め、市民と市がこの条例を大切に、見守り、育てることを示しています。

【条文の解説】

~~条例には優劣はないとされていることから、この条例の規定に違反する条例が無効であるという事にはなりません。~~この条例は、これからのまちづくりを進めるうえでの指針となる条例です。市民や地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政などまちづくりに関わる様々な主体がこの条例の趣旨を理解し、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。市民と行政は、この条例事項を最大限に尊重しながら、協働のまちづくりを進めていきます。また、市でも条例や規則の制定や改廃、解釈、運用、事業の実施など、市政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重することとしています。

(条例の見直し)

第28条 ~~幸~~この条例は、必要に応じ、~~この条例の~~見直しを行うものとする。

【条文の趣旨】

第28条は、この条例の見直しに関することを定めています。

条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実に行うことを示しています。

【条文の説明】

この条例は、制定すること自体が目的ではありません。市民がこの条例の趣旨を理解し、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。

しかし、~~まちづくりの進め方は~~時代や社会情勢の変化などによってまちづくりの進め方は

変わってきくこともあります。

また、条例を施行し、運用する中で、想定していないことが発生したり、運用に当たって問題が生じることもあります。

こうしたことから、条例を市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てる条例」を目指します。

【意見等】

- ・ 絶えず条例を点検するという姿勢が出せればよい。育てる条例をアピールしたい。
- ・ 条例の見直しは、必要に応じてその都度行うこととしたい。
- ・ 見直しの期間や年数は入れない。
- ・ 年数を明記すると、見直しの必要もないのに推進委員会を招集することになり、行政側も無駄な業務が増えることも考えられる。
- ・ 条例の見直しよりも協働の推進に力を注ぐほうが良いこともある。その場合には、年数規定がネックになることも考えられる。
- ・ 見直しは、市の執行機関が状況を判断し、市長が推進委員会に諮問して答申をもらうことで良いのではないかと。
- ・ ただし、市で、パブリック・コメントや市民アンケートを実施するなど多くの市民の意見等を把握し、推進委員会に情報提供をする必要がある。
- ・ 見直ししても、条例を改正しないことも考えられる。運用の確認や変更だけの場合もある。
- ・ 『必要に応じて』という言い方もあるが、『●年を超えない期間ごと』とあえて謳うことにより、育てる条例という面をだすことができる。
- ・ 見直しを積極的に行う姿勢を●年という形でアピールしたほうがよいのではないかと。
- ⇒ 条例をすぐ変えると重みがなくなるのではないかと。
- ⇒ 絶えず条例を点検するという姿勢が出せればよい。必要に応じてで、いいのではないかと。
- ・ 無駄な事務はやらないほうがいい。直すところがないのに委員会を招集しても意味がない。

第8章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【条文の趣旨】

第29条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、市規則で定めることとしています。

附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。